

平成二十九年四月七日受領
答弁第一七六号

内閣衆質一九三第一七六号

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出教科書検定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出教科書検定に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「小学一年生のある教科書」に係る検定においては、平成二十七年文部科学省告示第六十号による改正後の小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号。以下「学習指導要領」という。）において、特別の教科である道徳では第一学年及び第二学年で「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」として「我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。」を扱うことと定められていることを踏まえ、「指摘事項」が「図書の内容全体」、「指摘事由」が「学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。（内容の「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」）」である検定意見（以下「本件検定意見」という。）を付したものであり、「パン屋」に関する記述に特定して検定意見を付した事実はない。

二から四までについて

お尋ねについては、一について述べたとおり、本件検定意見は「パン屋」に関する記述に特定して付されたものではないことから、お答えすることは困難である。なお、本件検定意見に従って、申請図書を

学習指導要領を踏まえどのように修正するかについては、欠陥のない範囲において当該申請図書の発行者の判断に委ねられている。

五について

一について述べたとおり、本件検定意見は「パン屋」に関する記述に特定して付されたものではないことから、御指摘は当たらないものと考えている。